

**紫波町地域公共交通会議設立総会及び
令和7年度第1回紫波町地域公共交通会議 会議録**

1. 日 時 令和8年2月3日（火）午後2時30分～3時30分
2. 場 所 紫波町役場 3階 会議室 302・303
3. 出席者等 **【出席委員19人】**
山上里香委員、浦部和之委員、川村竜也委員、宮澤淳委員、大野尚彦委員、鷹觜武寿委員、浅沼幸男委員、石亀孝文委員、小笠原悦子委員、阿部重雄委員、鷹觜靖子委員、佐々木拓真委員、佐々木亜津子委員、中久木晴人委員（代理：長崎円美）、橘富和委員、吉原武志委員、八島史在委員、藤田美菜子委員、北原啓司委員
【欠席委員2人】
菅原克也委員、三上新吾委員
4. 事務局 紫波町 企画総務部 企画課 森川企画課長、金子総合政策係長、武藤主任
建設部 都市計画課 藤井副課長
5. 経 過
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1)紫波町地域公共交通会議規約等の制定について
 - (2)会長の互選について
 - (3)副会長及び監事の指名について
 - (4)令和7年度予算について
 - 3 その他
 - ・紫波町公共ライドシェア実証実験の実施状況について
 - ・紫波中央駅東口整備事業について
 - 4 閉会

主な発言は以下のとおり

（1 開会）

事務局： それでは、ただいまより紫波町地域公共交通会議設立総会及び令和7年度第1回紫波町地域公共交通会議を開催いたします。

（2 議事）

事務局： それでは、「2 議事」に入らせていただきます。
議事事項1「紫波町地域公共交通会議規約等の制定について」説明いたします。

事務局： 議事事項を説明。

事務局： それでは、議事事項について、ご質問、ご意見はありますか。

鷹觜委員： 紫波町地域公共交通会議規約（案）の第9条に協議結果の取り扱いという事項があり、後段部分で「委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする」と規定されています。前段の会議において、小笠原委員が「この会議は決まったことに賛成・反対をするだけなのか」という質問に対する回答がなかったと記憶しています。
この条文は、前身の組織の設置要綱を踏襲したものと思っておりますが、この会議は決定するための機関なのか、あるいは最終的に決定する組織が他にあるかという点をお聞きになりたかったと思っておりますがいかがでしょうか。

事務局： 先程は回答が漏れておりまして大変失礼いたしました。
まず、本会議の目的は、決まったことを良いか、悪いかご判断いただくだけではありません。規約の第1条にも規定されているとおり、町の公共交通をよりよくしていくために、ご協議いただく場となっております。様々な政策について、事務局から案を提示させていただきますが、その内容について協議という形で皆様からご意見をお聞きするということが前提となっております。

協議の方法は様々ありますが、決まったことをただ見聞きするという場ではなく、皆様のご意見を政策に反映させるために、ご意見を聞く場であると認識しております。

小笠原委員：今日、会場に来て、細かい内容の資料を頂いても、内容がよく分からないうちに会議が進んでしまいます。昨年12月に開催された第2回会議で協議を行った岩手県交通株式会社のバス路線の再編についてもそうでしたが、ただ出席して、異議なしと言うだけでいいのかなと思いますし、意見する材料も資料をパッと見ただけではわからず、ただ、疑問は残したまま帰ることになります。市民の足を守るための会議で、高齢者にとっては本当にありがたい会議ですが、委員には早めに資料を配布していただいて、内容を確認してから参加し、分からない点を会議の場で聞く、それが会議じゃないのかなと思いますので、これからはその点について考えていただければありがたいです。

事務局：ご指摘の通りでございますので、次回からは余裕を持って資料などをお届けし、十分に皆様にご確認・ご検討いただける時間を確保できるように努めてまいります。

佐々木（亜）委員：規約等について、文言や細かな点について確認させていただき、訂正をお願いしたいような箇所がありましたら、事務局にお伝えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

事務局：全体の骨格に関わる部分は問題なく、細かな文言についての訂正という理解でよろしいでしょうか。

佐々木（亜）委員：問題ありません。

事務局：それでは、議事事項1「紫波町地域公共交通会議規約等の制定」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（全員賛成）

事務局：委員全員の賛成を頂きました。それでは、原案のとおり可決します。これをもちまして、紫波町地域公共交通会議規約に基づき、新たな紫波町地域公共交通会議が設立されました。

事務局：続いて、議事事項2「会長の互選」に移ります。会長については、紫波町地域公共交通会議規約の第7条第2項の規定により、委員の互選により決定すると規定されています。ここでお諮りいたします。会長の選出方法について、皆様からご意見はございますか。

（事務局一任の発言）

事務局：事務局一任というご意見を頂きましたので、事務局から案を提示させていただいてもよろしいでしょうか。

（異議なし）

事務局：それでは、事務局案を提案させていただきます。

前回の会議に引き続き、^{やまがみりか}山上里香委員を会長に選任することを提案させていただきます。

こちらの事務局案につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

（特になし）

事務局：それでは、本会議の会長として、山上委員を会長に選任してよろしいでしょうか。

（全員賛成）

事務局：委員全員の賛成を頂きました。それでは、山上委員を本会議の会長に選任します。

- 事務局： それでは、ここからは紫波町地域公共交通会議規約の第7条第3項の規定により、議事の進行を山上会長にお願いします。
- 山上会長： 会長に選任されました山上です。よろしくお願いします。
それでは、会議を進行します。
続いて、議事事項3「副会長及び監事の指名について」に移ります。
副会長については紫波町地域公共交通会議規約第7条第2項、監事については紫波町地域公共交通会議規約第13条第2項の規定により、それぞれ会長が指名することとされています。
よって、私の方から副会長及び監事を指名させていただきます。
- 山上会長： それでは、副会長には鷹^{たかの}嘴^{ほしたけしひさ}武^{たけし}寿^{ひさ}委員、監事には宮澤^{みやざわ}淳^{あつし}委員及び吉原^{よしはら}武^{たけし}志^し委員を指名いたします。
ただいま指名させていただいた3名の委員の皆様におかれましては、役員への選任についてご承諾いただけますでしょうか。
(異議なし)
- 山上会長： ありがとうございます。
それでは、副会長には鷹^{たかの}嘴^{ほしたけしひさ}委員、監事には宮澤^{みやざわ}委員及び吉原^{よしはら}委員を選任します。どうぞよろしくお願いします。
- 山上会長： 続いて、議事事項4「令和7年度予算について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局： 議事事項を説明。
- 山上会長： それでは、議事事項についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。
- 阿部委員： 紫波町地域公共交通会議財務規則を見ると、支出項目の中には委員の旅費や報償費がありますが、これらは町のお金が財源になるのでしょうか。
- 事務局： 公共交通会議の運営に必要な旅費や報償費等の経費については、従来の会議では、町が予算化し委員の皆様にお支払いしていましたが、令和8年度からは町から負担金を交通会議に支出し、この負担金を財源として委員の皆様の旅費や報償費をお支払いする形となります。
今回の会議の旅費、報償費等については、今までどおり町からお支払いしますので、令和7年度予算には計上していません。
- 阿部委員： わかりました。旅費の金額に変更はありますか。
- 事務局： 旅費については、町の規程に準じてお支払いしますので、現行の金額からは変更しない予定です。
- 宮澤委員： 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、補助制度のイメージとして、法定協議会から国に申請する際は、事業費全体の金額をもって申請し、その半分の額が補助金として交付されるというイメージでしたが、予算書を見ると国からの補助金分だけを会議の予算に組み入れて、そのまま交付対象事業者に交付するという形になっていますが、これは手続き上問題ないか確認したいです。
- 事務局： フィーダー系統補助金については、今までは国から交付対象事業者へ直接交付されていましたが、今年度から補助金の交付の流れが変わり、地域公共交通会議を経由して交付対象事業者に交付しなければならないようになりました。補助金額については、国が定めた補助金額の算定ルールに従い算出されています。
- 北原委員： 財務規定において、収入と支出のそれぞれの項目が示されています。項目として出している以上は、それをどのように予算化するかを明らかにした方がいいのではないのでしょうか。令和7年度は仕方ないですが、令和8年度からいくらかお金が入るか、委員への旅費や報償費がいくらか払われるかなどが委員の皆様により分かるように示していただければと思います。

- 事務局： ご指摘ありがとうございます。令和7年度は特殊でありまして、前身の会議から移行したという経緯もありますので、令和7年度の会計に限り、国からのフィーダー系統補助金だけを取り扱うこととして予算措置をしています。令和8年度からは、補助金に加えて委員の皆様の旅費や報償費等の支出もあります。また、その財源として紫波町から負担金を支出し、本会議の会計に入金しますので、収入に負担金がかかります。その他諸々の事務費等の軽微な経費については、町の業務の一環として、町の予算で賄っていきたいと考えておりますので、よろしくお願います。
- 浅沼委員： 新年度予算は、いつ会議で協議するのでしょうか。
- 事務局： 来年度4月以降の第1回会議において協議させていただきたく予定です。
- 大野委員： 弊社の会計年度も4月から翌年3月までで、紫波町も同じく4月から翌年3月までとなっていますが、フィーダー系統補助金における事業年度は10月から翌年9月と半年ずれています。今後もこのような形で継続するのでしょうか。
- 佐々木（拓）委員： 今回、交通会議で補助金を受領することになったわけですが、これは決して、国交省が複数の事業者に補助金を払う手間暇を惜しんで、法定協議会に支払うということではないということをお伝えさせていただきます。そもそも地域の交通を地域で考えていただくために、法定協議会、公共交通会議を作っています。その中で、公共交通会議に主体的に地域の公共交通を考えていただいてグリップしていただく。そのような中で、地域公共交通計画を作っていただきました。地域公共交通計画を作っていただいた中にも様々な輸送モードがあると思いますが、その中で特にフィーダー系統補助という要件に合致するような運行をしていただいている場合には、地域公共交通計画を作っていただいた地域を後押しするという意味で、その手段の1つとして補助金制度を設けさせていただきます。交通会議の目的は補助金を右から左に流すことでもありませんし、フィーダー系統補助のこのみを協議することでもありません。事実、前段の会議でタクシー営業所の最低車両数の緩和というようなことについても協議いただきました。このように補助金の有無にかかわらず、地域交通について交通会議では協議していただく必要があります。その1つとして、国土交通省の補助金も活用されるのであれば、ご活用いただくという流れになっていると思います。国土交通省の補助金の会計年度は、おそらく10月から翌年9月終了という部分の変更はないと思います。交通会議の会計年度と、国庫補助の会計年度にずれがあるという部分は、それをご認識した上で、適切に事業を進めていただきたいです。
- 阿部委員： 令和8年度以降の経費の関係について、収入と支出でどのようなものがあって、その内訳はどうかをもう少し丁寧に説明願います。
- 事務局： 交通会議の運営に係る経費については、町が負担することを想定しています。委員の皆様や国・県等に負担していただくということは考えていません。想定される経費としては、紫波町からの負担金の収入や、この負担金を財源としてお支払いする委員の皆様への謝金や交通費等の支出があげられます。また、紫波町にはフィーダー系統補助金を活用する事業があります。国から交付される補助金を交通会議の口座で受領し、交通会議から交付対象事業者にお支払いするという流れになります。以上が令和8年度予算の主な内容になります。
- 山上会長： それでは、議事事項4「令和7年度予算」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
(全員賛成)
- 山上会長： 全員の賛成をいただきました。それでは、原案のとおり可決します。
- 山上会長： 以上をもちまして、本日のすべての議事を終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。ご協力いただきありがとうございました。

(3 その他)

- 事務局 : 事務局から2点情報提供をさせていただきます。
1点目は、「紫波町公共ライドシェア実証実験の実施状況について」です。事務局から説明いたします。
- 事務局 : 紫波町公共ライドシェア実証実験の実施状況について説明。
- 事務局 : それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
(特になし)
- 事務局 : それでは、続いて2点目の「紫波中央駅東口整備事業について」です。都市計画課から説明いたします。
- 都市計画課 : 紫波中央駅東口整備事業について説明。
- 事務局 : それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。
- 八島委員 : 紫波中央駅駅前広場のロータリーについて、道路認定はしないという認識でよろしいですか。
- 都市計画課 : お見込みのとおりです。
- 阿部委員 : 東口にもバス停を設置するのはどうでしょうか。西口と東口の両方にバスが停車すれば、バスや電車を使う方々にとって、より利便性が高まると思います。
- 浦部委員 : ご意見ありがとうございます。バス停については、当社の一存で決められるものではなく、道路管理者である警察署や私有地に置く場合は土地の所有者の同意を得る必要がありますので、今後協議していくものと思われま。
- 小笠原委員 : 東西を結ぶ自由通路はないというお話でしたが、東口から西口行くためには、跨線橋を通る必要があるということですか。
- 都市計画課 : お見込みのとおりです。東口から下り方面の西口に行きたい場合は、エレベーターも活用していただきながら跨線橋を通過していただく必要があります。
- 小笠原委員 : 予算の関係もあると思いますが、東西の自由道路は作れないのでしょうか。せっかく工事を行うのであれば、初めに1回で作って欲しいなと思います。エレベーターができてものすごくありがたいと思っていますが、上りも下りもホームのずっと奥の方にあります。工事をするのであれば、東西を結ぶ一本の通路ができないかなと思います。すぐには無理でも、将来に向けても準備しながら整備するという形を取れるのであれば、便利になると思います。
- 都市計画課 : ご意見ありがとうございます。以前は自由通路の整備の計画がありましたが、実施する段階で災害が発生してしまい、そちらに財源を投入するという形になり、断念した経緯がありました。また、平成21年に公民連携基本計画を策定し、プロジェクトとして位置づけていましたが、後に方針を変更しました。自由通路の整備となると大規模な工事が必要となり、経済的にも負担が大きくなりますので、方針を変えたというところもあります。ただ、東口は無人というところもあり、安全面の関係で検討に時間がかかりましたが、JR東日本のご協力・ご尽力をいただいた結果、東口の整備の実現にたどり着くことができました。今後は、国のご支援も頂きながら進めていこうとしていますので、ご理解いただければと思います。
- 事務局 : 東口を整備することで、人の流れの変化や日詰商店街への波及効果、町の東部地域の方々にも駅を使っただきやすくなることが期待されますので、皆様から応援をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(4 閉会)

- 事務局 : 以上をもちまして、紫波町地域公共交通会議設立総会及び令和7年度第1回紫波町地域公共交通会議を終了いたします。本日はありがとうございました。